

契約書  
重要事項説明書  
個人情報使用同意書

令和6年11月版

社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会  
平塚市地域包括支援センターゆりのき

## 介護予防ケアプラン作成に係る介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約書

利用者と地域包括支援センターゆりのき（以下「センター」といいます。）は、介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成に係る介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」といいます。）について、次のとおり契約を締結します。

### （介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの目的）

第1条 センターは、介護保険法等の関係法令及び平塚市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱等に従い、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」といいます。）を作成します。また、当該ケアプランに基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

### （事業実施の方法）

第2条 センターは、平塚市から指定介護予防支援事業者の指定を受けて、ケアプランの作成に係る介護予防支援等を行います。

- センターは、ケアプランの作成に係る介護予防支援等の一部を、指定居宅介護支援事業者に委託することができます。
- センターが指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託した場合は、センターに法律上求められる行為を指定居宅介護支援事業者が代理します。
- 第2項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者（以下「受託事業者」といいます。）は、平塚市が設置する地域包括支援センター運営協議会において、センターから業務の一部を受託することについて、了承を得ているものとします。

### （介護予防支援等の内容）

第3条 センター及び受託事業者（以下「センター等」といいます。）は、利用者に対し、可能な限り居宅において、利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むため、また、要支援状態の軽減若しくは悪化を防止するために必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて適切なケアプランを作成するとともに、当該ケアプランに基づいて適切な介護予防サービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス提供者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

- 介護予防支援等の内容の詳細は、別紙に記載のとおりとします。

### （契約の有効期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から1年間とします。ただし、センターが平塚市からの包括的支援事業の実施の受託を終了することとなった場合においては、当該受託期間の末日までとします。

- 2 事業者は有効期間満了日の1ヶ月前から14日前までに、利用者に対して、有効期間満了までに契約更新を行うか否か意思表示を行うよう求めるものとします。
- 3 利用者が有効期間満了までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、この契約は契約満了日の翌日から1年間更新されるものとします。

#### (介護予防支援等の担当者)

第5条 センターに従事する職員すべてが、介護予防支援等に携わります。

- 2 第1項の職員は、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意を持ってその職務を遂行するとともに、職員間の連携を密にし、必要な支援を提供することに努めます。
- 3 受託事業者は、介護予防支援等の担当者として介護支援専門員（ケアマネジャー）である職員を選任し、適切な介護予防支援等に努めます。
- 4 受託事業者は、前項の担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行い、事業所側の事情により当該担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。
- 5 受託事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意を持ってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。
- 6 センターと受託事業者は、必要な場合に連携をしい、適切な介護予防支援等に努めます。

#### (介護予防サービス計画の変更等)

- 第6条 センター等は、利用者がケアプランの変更を希望する場合には、速やかにケアプランを変更するとともに、これに基づき介護予防サービスが円滑に提供されるようサービス提供者等への連絡調整等を行います。
- 2 センター等は、利用者が当該ケアプランの範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス提供者への連絡調整等を行います。

#### (事故時の対応)

- 第7条 センター等は、介護予防支援等の実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 センター等は、介護予防支援等の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、センター等の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

#### (苦情対応)

- 第8条 利用者は、提供された介護予防支援等に関して苦情がある場合には、センター、受託事業者、市町村又は神奈川県国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 センター等は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
  - 3 センター等は、利用者が苦情申出等を行なったことを理由として何らの不利益な取扱いはいたしません。

### **(秘密保持)**

第9条 センター等は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約期間中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 センター等は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス提供者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

### **(感染症の予防及びまん延防止のための措置)**

第10条 センター等は、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針（マニュアル）を整備します。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### **(業務継続計画の策定等)**

第11条 センター等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援等の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 センター等は、従業員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 センター等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### **(虐待防止に関する事項)**

第12条 センター等は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
  - (2) 虐待を防止するための指針（マニュアル）を整備します。
  - (3) 従業員に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施します。
  - (4) 虐待を防止するための対策を適切に実施する担当者を配置します。
- 2 サービス提供中に従業員又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかに市町村へ通報するものとします。

### **(利用者の解約)**

第13条 利用者は、センター等が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

### (契約の終了)

第14条 次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約は終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者が、当該利用者の住所地を担当するセンターの担当地域外へ転居した場合
- (3) 利用者が介護予防支援等の対象者ではなくなった場合
- (4) 利用者が介護保険施設に入所した場合

2 受託事業者は、この契約が終了する時点でセンターに関係書類の引き継ぎを行うものとします。

### (契約外の事項)

第15条 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者、センター、受託事業者の協議により定めます。

2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものであるため、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約を行います。

## 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容

### <<在宅サービス>>

#### ○介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関等で、食事などの日常生活の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービスを提供します。

#### ○介護予防訪問入浴

居宅に浴室がない場合や感染症などの理由から施設での入浴利用が困難な場合などに限定して、入浴介護を行います。

#### ○介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、短期集中的なリハビリテーションを行います。

#### ○介護予防訪問看護

看護師が、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

#### ○介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

#### ○介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与します。

#### ○特定介護予防福祉用具販売

介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売します。

#### ○介護予防住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。

#### ○介護予防短期入所生活／療養介護（ショートステイ）

福祉施設や医療施設に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

#### ○介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

## <<地域密着型サービス>>

### ○介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心としたサービスを組み合わせ、介護予防を目的とするサービスを受けられます。

### ○介護予防認知症対応型通所介護

認知症で要支援の高齢者が、デイサービスを行う施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護予防を目的とするサービスを受けられます。

### ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症で要支援の高齢者が、共同生活をする住居で日常生活上の世話や機能訓練などの介護予防を目的とするサービスを受けられます。

## <<介護予防・日常生活支援総合事業>>

### ○訪問型サービス

利用者が自力で困難な行為について、ホームヘルパー等多様なサービス提供者によるサービスが受けられます。

### ○通所型サービス

通所介護事業所が実施するデイサービス等多様なサービス提供者によるサービスが受けられます。

## 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

### 1 当法人の概要

法人名	社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会
法人所在地	神奈川県平塚市追分1番43号（福祉会館内）
電話番号	0463-33-1377
代表者職・氏名	会長 木川 康雄
設立年月日	昭和50年3月31日

### 2 事業所の概要

事業所名	平塚市地域包括支援センター ゆりのき
所在地	神奈川県平塚市立野町31番20号（平塚栗原ホーム内）
電話番号	0463-33-2334
事業者指定番号	1402000036
管理者	能條 仁美
サービス提供地域	崇善地区、松原地区

### 3 職員の配置状況

職 種	従事するサービスの種類・業務	人 員
管理者（社会福祉士）	介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業等	1名（常勤）
保健師・看護師		1名（常勤）
主任介護支援専門員		2名（常勤）
社会福祉士		1名（常勤）
社会福祉士		1名（非常勤）
介護支援専門員		1名（非常勤）

### 4 営業日及び営業時間

営業日	月～金（但し、国民の祝日及び12/29～1/3を除く）
営業時間	8：30～17：00

※但し、電話等により24時間連絡可能となっております。

### 5 サービスの内容

- (1) 地域包括支援センター及び委託を受けた指定居宅介護支援事業者（以下「センター等」といいます。）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを



適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」といいます。）に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 介護予防支援等に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- (4) 介護予防支援等に当たっては、要支援状態の軽減若しくは要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携に十分配慮します。
- (5) 介護予防支援等に当たっては、介護予防の効果を最大限発揮できるよう、利用者の改善の可能性を実現するために適切なサービスを選択し、利用者の自立に向けた目標指向型の計画を策定します。
- (6) 介護予防支援等に当たっては、介護予防の効果を最大限発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援すること、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すことに努めます。

## 6 委託する場合の担当する居宅介護支援事業者

- (1) 利用者の同意により業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託します。
- (2) 担当する介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者 と協議します。

指定居宅介護支援事業者 事業者名

連絡先

## 7 市への届け出

介護予防支援等の提供を受けることについて、速やかにその旨を市に届け出る必要があります。具体的な手続きは担当の介護支援専門員等にご相談ください。

## 8 利用者負担金

介護予防支援等について、利用者の負担金は原則としてありません。

## 9 事故時の対応

- (1) センター等は、介護予防支援等の実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- (2) センター等は、介護予防支援等の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、センター等の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

## 10 秘密保持

- (1) センター等は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約期間中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) センター等は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を使用します。

## 11 感染症の予防及びまん延防止のための措置

センター等は、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針（マニュアル）を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 12 業務継続計画の策定等

- (1) センター等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援等の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) センター等は、従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) センター等は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 1 3 虐待防止に関する事項

センター等は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - (2) 虐待を防止するための指針（マニュアル）を整備します。
  - (3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施します。
  - (4) 虐待を防止するための対策を適切に実施する担当者を配置します。
- 2 サービス提供中に従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村へ通報するものとします。

### 1 4 相談窓口・苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、以下の窓口で対応いたします。

連絡先	電話番号	0 4 6 3 - 3 3 - 2 3 3 4
	FAX 番号	0 4 6 3 - 3 5 - 6 0 3 8
苦情対応担当者	管理者	能條 仁美
受付時間		8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

平塚市役所 地域包括ケア推進課	所在地	平塚市浅間町9-1
	電話番号	0 4 6 3 - 2 3 - 1 1 1 1 (代表)
	FAX 番号	0 4 6 3 - 2 1 - 9 7 4 2
	対応時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7
	利用時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

## 個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報については、個人情報保護法に基づき、次に記載する内容について必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 1 使用する目的

- (1) 利用者の介護予防サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議や介護支援専門員、サービス提供者及び関係機関等との連絡調整等において必要な場合
- (2) 介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）するセンターが介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たり、利用者の状況を把握する必要がある場合

### 2 個人情報の内容

氏名、住所、要介護状態区分、負担割合、健康状態、病歴、家族状況、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書、情報提供書等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者及びその家族に関する情報

※ 介護費用請求に必要な情報について、平塚市に確認することに同意します。

### 3 使用する事業者の範囲

サービス提供者、介護保険外サービス事業者の担当者、主治医及び医療機関の担当者並びに介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な行政機関並びに民生委員などの関係機関（団体）の担当者

### 4 使用する期間

令和 年 月 日から契約解除日まで

### 5 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議及び連絡調整等については、出席者や内容等を記録に残すこと。

【確認欄】

介護予防支援等の契約締結にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付しました。

令和 年 月 日

(事業者) 説明者  
職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

重要事項説明書、個人情報の利用目的及び管理について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

その上で、介護予防支援等の契約を締結します。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人又は立会人) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(事業者)

法人所在地 平塚市追分1番43号(福社会館内)  
法人名 社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会  
事業所所在地 平塚市立野町31番20号(平塚栗原ホーム内)  
事業所名 平塚市地域包括支援センターゆりのき  
代表者名 会長 木川 康雄 印